科学研究の不正行為に関する利益相反と研究倫理

放送大学教養学部教授/総合研究大学院大学文化科学研究科教授 児玉 晴男

1. 諸 言

研究者は、科学研究のために公的研究費を獲得し、研究成果を公表・公開することによって社会的責任を果たしている。研究成果の論文は、研究業績の実質的な評価の対象になり、さらに公的研究費の獲得や受賞に繋げる対象にもなる。それは、研究者の昇進などの業績評価の指標になる。その中で科学研究の不正行為として、公的研究費の不正受給および研究成果の公表された論文に実験データの捏造(fabrication)、改ざん(falsification)や剽窃(plagiarism)(注1)、またオーサーシップ(authorship)の問題が生じている。科学研究における研究成果は、相反する社会的な評価(social evaluation)が加えられる。

研究不正に対しては、研究成果の論文の著作者である研究者に対してモラル・倫理が問われ、公表・公開された研究成果の取り下げと研究者に対する社会的な制裁が加えられる。あわせて、研究者が所属する研究組織の社会的な責任(social responsibility)が問われることになる。第5期科学技術基本計画では、研究の公正性の確保のために、研究者は、研究の公正性を維持する責務を改めて認識し、研究倫理を学び、自ら修得した研究倫理を後進に伝えるなど、研究の公正性が自律的に維持される風土の醸成に努めることが求められるとする(注2)。そこで、研究者と研究組織は、研究活動に関する法令順守(compliance)と利益相反(conflict of interest: COI)など研究倫理(research ethics)の対策が求められることになる。その対策としては、研究不正の対応に関するガイドライン(注3)が示され、研究者には研究不正(scientific misconducts)を回避するための研究倫理教育のテキスト(注4)やロールプレイングによる教材(注5)が提供され、それらの通読・履修と、その状況調査が行われるようになっている(注6)。

ところで、論者は、科学研究を将来担う大学院博士課程院生を対象として、研究倫理教育を 2007 年度から 2015 年度まで、都合 10 年度間、実践している。具体的には、2007 年度から 2011 年度までの 5 年度間は慶應義塾大学大学院理工学研究科グローバル COE プログラム (情報・電気・電子分野)の教育プログラムにおいて「科学技術倫理と著作権」(注7)を行い、2011 年度から 2015 年度までの 5 年度間は総合研究大学院大学(総研大)の全学教育事業・総研大レクチャー「科学技術倫理と知的財産権」(注8)を実践している。それら教育

実践は、研究不正の対応として、たとえ最終的には研究倫理教育が研究不正の回避手順や訓示的な教示になるとしても、その前に研究環境と研究成果の成り立ちとの相互の関係を明確にしておく必要があるとの観点に立っている。そのコンセプトは、研究不正が問われる研究環境が著作権・知的財産権の制限と倫理感との関係性にあるとする。研究倫理は、たとえば剽窃において著作権等の侵害が問題となり、また研究倫理が問われる。倫理綱領では、それら二つの関係が含まれている。ただし、本稿では、研究倫理は、研究環境が著作権等の制限と関連づけてとらえうるとする。それは、著作権等の侵害が実定法上の対応に直接に依拠する対象であり、研究倫理が著作権等の制限において問われる対象になると解することによる。

研究活動の場は、他者の研究成果に関する著作権・知的財産権の制限のもとに自由な発想のもとに研究成果が創造されるものになる。その研究環境を前提にして、研究不正の直接的な対策は、研究成果に関する利益相反と研究倫理との関連性を明らかにすることが求められてこよう。利益相反は、研究成果の創造の過程における共同研究者の権利の関わりを明確にする必要がある。そして、研究倫理は、著作権・知的財産権の制限のもとに研究活動が遂行される研究成果に含まれる財産権と人格権の保護と他者の研究成果に関する財産権と人格権の保護およびそれら人格権と財産権の制限との関係を明らかにすることにある。それらは、オーサーシップの明確化が前提になる。本稿は、科学研究を適正に遂行するうえで検討されなければならない利益相反と研究倫理をオーサーシップとの関係から考究する。なお、本稿は、公的研究費による科学研究について論をすすめるが、私的研究費による科学研究であっても、研究成果のオーサーシップの観点からいえは、本稿で考究する対象になりえよう。

2. 科学研究の不正行為に関する問題の所在

わが国の科学研究のサイクルは、次のようになる。文部科学省・日本学術振興会・科学技術振興機構などにより交付される公的研究費の研究助成を受けて、その公的研究費をもとに、研究組織に所属する研究者が単独または共同研究を行う。ただし、科学研究費補助金等の執行は、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業等一部を除き、契約に基づいて執行されるわけではなく、文部科学省のガイドラインに則り行われる(注 9)。そして、その創造活動による研究成果として論文・研究報告書や発明などが創作され、それらが公表・公開されることになる。その研究成果をもとにして、さらに公的研究費の申請がなされる。ここで、論文・研究報告や発明の定量的・定性的な評価は、公的研究費を得ていくための主要な指標となり、さらに正の評価が与えられるとノーベル賞から学協会における論文賞などの受賞に繋がる対象になる。

科学研究をすすめることは、研究者の業績評価をたかめることになるが、他方で、公的研究費の不正使用と研究成果の論文の二重投稿、実験データの捏造・改ざん・剽窃を含むこと

にもなってくる。公的研究費の獲得と昇進等の基準に研究成果の量的な評価が伴う限り、そのシステムの中で研究不正の対応が求められる。科学研究のサイクルの中の研究成果の評価と関連して、公的研究費の不正受給や研究成果の利益相反が生じ、その対応として研究倫理が求められてくる。公的研究費の不正受給に関する利益相反として、産学官連携事業に関連する事例が示されている(注 10)。

研究倫理に関しては、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」と、その改訂の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で、不正行為に対する対応は、「研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、並びに研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない」が継受されている(注 11)。また、日本学術会議は、2006 年に「科学者の行動規範」の声明を出し、それを継受する改訂版を 2013 年に出している(注 12)。本稿で関連する法令順守(注 13) と利益相反(注 14) に留意することなどは、そのまま継受されている。ところが、それらの内容が継受される期間の前後を通して、同様の研究不正が繰り返され、かえって撤回論文数や研究者とその所属機関との社会的な責任は拡大傾向にさえある(表 1 参照)。その点からいえば、公正な研究活動を推進するための従来の研究倫理のとらえ方と行動規範の再度の確認を求めることだけでは、実効性を見いだすことはできないであろう。

年度	関係者名(所属機関)と研究不正の対象	不正行為の内容
2005	下村伊一郎(大阪大学) 肥満研究	実験データの不適切性
2006	杉野明雄(大阪大学) DNA複製	データの改ざん
2006	多比良和誠(東京大学) RNA研究	データの捏造の可能性
2012	藤井喜隆(東邦大学) 麻酔学	データの捏造
2012	旅升音性 (米ガ八子)	(撤回論文ワースト1位)
2012	森直樹(琉球大学) ウイルス学	剽窃
2012	林巨倒(州塚八子) ワイルヘ子	(撤回論文ワースト10位)
2013	加藤英明(東京七巻)	画像の改ざん
2013	加藤茂明(東京大学) 核内受容体	(撤回論文ワースト7位)
	ノバルティスファーマ日本法人(京都府立大学、慈恵会	
2013	医科大学、千葉大学、名古屋大学、滋賀医科大学)	データの捏造
	降圧剤 (商品名:ディオパン)	
2014	小保方晴子(理化学研究所) 幹細胞	捏造

表1 論文不正の事例

なお、公的研究費の使途と研究成果との関係は、研究者のアイデアをもとにして仮説として提示するものであり、直接に公的研究費の額の多寡に結びつくものではない。備品、消耗

品、人件費は、当然として、書籍購入や情報の提供、そして委託されるシステム開発・ソフトウェア開発・装置は、たとえ研究成果に関係する内容が含まれているとしても、共同研究者以外の研究成果といわざるをえない。そうすると、たとえば宇宙航空研究開発機構や高エネルギー加速器研究機構の巨大科学研究であっても、研究者個人の研究範囲に焦点を合わせれば、巨大科学研究が個人研究の集積または階層化された個人研究とみなせば、本稿の科学研究の不正行為における利益相反と研究倫理の検討の必要性に、本質的な違いはないだろう。しかも、まさに、その観点から科学研究を見たときに、共同研究者間または研究者と研究組織における利益相反の問題を見通すことができる。

公的研究費の運用に不正があれば、研究代表者と共同研究者ともに連帯責任として、一定期間、公的研究費の提供が受けられない。そして、論文の不正が発覚してそれらに負の評価が下されると、その論文自体の存在が否定されてしまう。論文の実験データの捏造、改ざんや剽窃が問題となるとき、公表された論文は取り下げられることになり、論文を執筆した研究者は社会的な制裁を受ける(注15)。この社会的な制裁に関しては、論文のファーストオーサーの研究者と共同研究者との相互の間に違いがある。その社会的な制裁の軽重が、論文のファーストオーサーの研究者の責任、共同研究を監督するラストオーサーの責任研究者の監督責任、共同研究者の連帯責任に分けられる。また、科学研究は、研究成果の論文では先行研究を引用や参考文献で表記していることから、他者の研究成果に関する著作権・知的財産権の制限のもとの研究活動の中ですすめられる。その前提からいえば、研究不正の対応は、研究成果に関する利益相反と研究倫理を個別に扱うのではなく、それらの関連を研究成果の権利と義務から考究されなければならないだろう。その考究されなければならない研究成果の権利と義務とは、科学研究が著作権・知的財産権の制限の中で遂行される研究活動による研究成果に関する共同研究者間の権利の帰属と研究成果の成り立ちに関する他者の研究成果の権利の保護と制限の対応関係になろう。

3. 科学研究の不正行為

科学研究の不正行為は、公的研究費とその研究成果とのサイクルの中の不適切な関係として生じる。たとえば大学の研究活動における不正行為として、無断引用(注 16)、データ等の捏造・改ざん、論文の重複投稿(注 17) 等が指摘されている(注 18)。ただし、それら研究不正は、同質ではない。

3.1 科学研究の不正行為の類型

科学研究の研究成果である論文に関する不正行為とされるパターンは、二重投稿、論文に含まれる第三者の論文の剽窃、論文に含まれる実験データの捏造・改ざんになる。

(1) 二重投稿

二重投稿とは、原著性が要求されている場合に、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為である。それは、論文誌に投稿後に他の機関誌に投稿すること、説明文が異なっていても、研究対象、研究方法、得られた成果が同一である内容を投稿すること、学協会の大会や研究会等で口頭発表の原稿の内容を複数機関で公表し、公表しようとすることになる。

二重投稿は、学協会において取り扱いが異なる。研究成果は、国内の学協会における口頭発表、国際会議の口頭発表、大学紀要、そして査読付き論文という一連の流れで公表される。したがって、一般に、口頭発表の研究発表は、研究段階として類似のテーマや内容になる。また、大学紀要に執筆した内容は、学協会の査読付き論文として投稿できよう。しかし、学協会によっては、大学紀要、それどころか口頭発表された内容であっても査読付き論文の投稿を認めない学協会がある(注 19)。さらに、国際会議の研究発表は、国内の学協会に口頭発表と同様な面があるが、重複する内容を二重投稿とみなし、投稿される予稿集の調査がなされる事例もある。

二重投稿は、論文の取り下げへの対象になるが、規約違反とはいえ、論文に含まれる第三者の論文の剽窃、論文に含まれる実験データの捏造・改ざんとは異なる。二重投稿が研究不正と関連づけられて争われた事例があるが(注 20)、ここで問題とされるのは、研究成果の二重申告に対するものになる。二重投稿は、研究実績の不当な水増しの面で問題とされるものになる。

(2) 剽窃・捏造・改ざん

剽窃とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を 当該研究者の了解または適切な表示なく流用することである。捏造とは、事実に基づかない データ等を作り出すことである。改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、 データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することである。

論文に含まれる第三者の論文の剽窃は、論文の取り下げになり、著作権侵害または著作権の制限における引用表示の違反になる(注 21)。また、論文に含まれる実験データの捏造、改ざんについても、論文の取り下げになる(注 22)。この場合には、利益相反が問われることがある。そして、論文に含まれる実験データの捏造、改ざんは、故意・過失があれば、刑事告発の対象になる。ノバルティス論文不正問題は、東京地検の刑事告発に至っている(注 23)。その論文不正に関する類型の事例は、毎年のように生じている。

研究成果は、共同研究者に対して、論文の仮説に関する権利(先取権)と論文の仮説に関する義務(論文取下げ(非公表))、論文の仮説に関する倫理・モラル(論文の剽窃、実験データの捏造、改ざん)の関係になる。文部科学省は、公的研究費の不正使用や、データ捏造などの不正行為を防止するため、研究者に支給する補助金の規定を見直し、罰則を強化する

方針を出している。

3.2 科学研究の不正行為の検討

表 1 の論文不正の事例の中から、STAP 細胞騒動とディオパン問題をとりあげて、オーサーシップと利益相反との関連から検討する。オーサーシップとは、研究の着想と企画、データの取得、分析、解釈に実質的な貢献をしていること、論文の知的内容を執筆または改訂していること、最終版を承認していることである(注 24)。

(1) STAP 細胞騒動

STAP 細胞騒動は、共同研究者の研究業績に関する不正であり、共同研究者の個人間のオーサーシップにおける利益相反になる。本騒動は、2014 年 1 月末に STAP 研究が発表されたことから始まり、論文不正の疑義がたかまり 6 月に論文は撤回され、7 月 2 日にはNATURE 誌により取り下げられた事例になる(注 25)。理化学研究所は、「STAP 細胞論文に関する調査結果」(注 26) と「不正行為の処分」(注 27) を公表している。なお、NATURE 誌に、STAP 細胞は存在しなかったと結論づける理化学研究所の報告(注 28)とハーバード大学を中心とした研究グループによる報告(注 29) の二つの報告が掲載されている(注 30)。

科学研究において論文の共同研究者の順番は、業績評価において差がある。一般に、ファーストオーサーの評価が高く、順に評価は低減する。ファーストオーサーの順番をめぐって、学協会を巻き込んで問題となった事例(学会誌著者順序入れ替え事件)がある(注 31)。そのことは、共同研究者の個人間の利益相反の問題になる。それに反して、研究代表者として公的研究費を獲得する研究者は総じて連名の最後になり、論文の評価とは異なる面、すなわち科学研究の遂行の代表者として評価される。共同研究者間で懲戒処分に違いがあるのは、ファーストオーサーの小保方晴子職員への研究不正の責務の集約化という巨視的な見方の判断によるか、研究担当の各箇所の研究遂行における研究者間の研究不正のかかわり方の微視的な見方の判断によるかが併存するからであろう。いずれにしても、業績評価指標の観点から、共同研究者の研究担当の各箇所の遂行内容に即して研究成果の権利の帰属の対応づけが明らかにされる必要がある。

(2) ディオパン問題

ディオパン問題は、STAP 細胞騒動と同様に論文のデータ不正の面をもつが、データ不正が社会へ及ぼす誇大広告に関する問題になる。ディオパン問題は、京都府立医科大学の松原弘明教授らが行った高血圧治療薬(降圧剤)バルサルタン(商品名「ディオバン」)の臨床研究において、その薬に有利になるようにデータが人為的に操作されていたとされるものである(注 32)。それは、「「Kyoto Heart Study」臨床研究に係る調査報告」で、利益相反と研究倫理の低さが指摘されている。この臨床研究には、この薬の販売元の製薬会社であるノバ

ルティスファーマの日本法人社員が、その肩書を伏せて研究にかかわっており、さらに慈恵 医科大学、千葉大学、名古屋大学、滋賀医科大学で行われた臨床研究にも参加し、論文作成 にも関与している。

ディオパン問題の構図は、科学研究の業者委託において一般に行われている構図と同じになる。科学研究補補助金は、大学の教育研究者と科学研究の委託業者の職員(研究者)と共同で申請することはできない。しかし、その申請が採択されたとき、科学研究における研究成果を得るためのシステム・ソフトウェア・機器類等の研究開発物を業者に委託した場合、大学の教育研究者と委託業者(研究者)が論文の共同研究者として連名で公表されることは、共同研究による論文の適正なオーサーシップの連名表記といえる。しかし、科学研究補助金の申請に関しては、利益相反の問題が生じてくる。ディオパン問題は、論文自体の不正の有無を問わず、科学研究において通常なされる形態といえる。研究開発物の委託には、論文の共同研究者の適正なオーサーシップの連名表記によって、自ら研究不正を顕在化させるという矛盾した構図が潜在的に含まれていることになる。公的研究費を獲得した研究者とその科学研究の研究成果のオーサーシップとの矛盾した構図が公的研究費の不正受給に関する利益相反を生ずる要因になろう。

STAP 細胞騒動とディオパン問題が示唆することは、科学研究の研究成果の権利の帰属の明確化によって、責任の所在を明らかにして利益相反の問題が生じないような対応の必要性にあろう。この対応の中に、論文が現状では職務著作で公表されることはないにしても、論文と同様の内容が研究報告書として公表されることがありうる。このとき、研究組織が研究成果の著作者として法人著作が認められることがありうる(注 33)。共同研究における研究成果の権利の帰属が研究者の各個人間または研究組織(法人等)にあるかのいずれかによるとしても、各研究者の研究成果との対応関係は明確にしておく必要があろう。研究成果の権利の帰属は、科学研究の研究成果が論文・研究報告、さらに発明などの利用・抵触にあることから、現行法の個別の条文の適用だけからは導きえない課題を有している。本稿では、研究不正に関する利益相反に関して、公的研究費の不正受給に現れる利益相反と研究成果のオーサーシップにおける利益相反について検討する。

4. 科学研究の不正行為におけるオーサーシップと利益相反との関係性

法令上の利益相反の概念は、民法(注 34) や商法(注 35) で見ることはできる。また、利益相反は、文部科学省、学協会、大学等で定義されている。しかも、それらは、必ずしも統一されておらず、複数の意味がある。科学研究の不正行為の利益相反は、法令と直接に関連するものではない。そこで、本稿は、科学研究の不正行為における利益相反をオーサーシップとの関係性から検討する。

4.1 科学研究の利益相反

文部科学省の利益相反の定義は、広義の利益相反と狭義の利益相反、責務相反、そして個人としての利益相反と研究組織としての利益相反に分類する(図 1 参照)。広義の利益相反は狭義の利益相反(イ)と責務相反(ウ)の双方を含む概念である。狭義の利益相反は、教職員または大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。責務相反は、教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。個人としての利益相反は狭義の利益相反のうち教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反になり、研究組織としての利益相反は狭義の利益相反のうち、研究組織が得る利益と研究組織の社会的責任との相反をいう。



図1 利益相反の分類(注36)

利益相反とは、法令違反とは異なる概念であり、適切なマネジメントを実施することで社会への説明責任を十分に果たすことができればよいことになる。本稿は、狭義の利益相反の観点から、個人としての利益相反に関してはオーサーシップとの関連で共同研究における共同研究者間の関係、研究組織としての利益相反に関しては共同研究者と研究組織との関係から検討する。

STAP 細胞騒動とディオパン問題は、論文のデータの改ざんと捏造という不正行為がオーサーシップとの関連で利益相反が顕現するものになる。その論文不正は、共同研究者間または各研究者と企業(組織)との関係で社会的な責任が問われる問題になる。STAP 細胞騒動とディオパン問題は狭義の利益相反との関係で明確に分けえない。STAP 細胞騒動は共同研究者間の利益相反の面から、ディオパン問題は各研究者と研究組織との利益相反の面から考察する対象になる。ただし、研究不正の全体的な問題は、研究成果の各研究者が個々に関与した不正(故意・過失か)か不正でないかの個別の評価をする必要がある。

利益相反は産学官連携事業に伴う研究成果に問われるが、オーサーシップに関する利益相反は論文の権利の帰属の明確化が必要になる。ただし、本稿でいう権利の帰属は、論文の著作者と著作権等の帰属だけを指しているのではない。研究成果をいわゆる著作者人格権がだれに帰属しているかから見通すことになる。それは、共同研究という一つの研究成果の

渾然一体となる著作権法における共同著作物のとらえ方とは異なる。なぜならば、STAP 細胞騒動とディオパン問題では、研究成果自体の共同研究者の責任と同時に、共同研究者間の個別の責任の所在が問われているからである。

4.2 科学研究の研究成果の権利の帰属

研究成果の権利の帰属は、利益相反において各研究者間のオーサーシップの明確化に求められる。しかし、共同著作物は2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものになる(著作権法2条1項12号)。ところが、理化学研究所「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」に、「論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。」の規定がある。この規定は、著作権法の共同著作の規定と異なる。著作者の権利を有する研究者と著作権のみを保有する研究者は、それらの権利の帰属によって利益相反の判断は異なってくる。

(1) 共同研究の役割分担が明確な形態の著作者の権利の各研究者への帰属

科学研究を遂行する留意点としては、実験担当者には実験ノートの保存(研究ノート、試 料、実験データ)などの基本手順の遵守、研究代表者には共同研究者の実験データの吟味や 研究のすすめ方などにあたっての監督責任が求められている(注37)。ここには、共同研究を 遂行していくうえの責任の分担が見て取れる。科学研究の研究成果である論文・研究報告に おいても、共同研究者としての大きな括りのとらえ方ではなく、科学研究の責任の分担に対 応づけた共同研究者間の関係を見いだすことができよう。研究成果の論文は、100名を超え る連名で公表されることがある。それに対して、研究組織の名称で論文を発表する場合があ る。組織名表記は、権利の帰属を考えるとき、全体的な視点からは著作権法 15 条と著作権 法 29 条の並存とともに、部分的な視点からは各研究者間の連名表記も含む。論文の寄与率 は、オーサーシップの関連で一般的には、ファーストオーサーに高く、ファーストオーサー 以外は順に漸減していく。論文の研究者の順番に関する寄与率のとらえ方は、「学会誌著者 順序入れ替え事件」に現れている。その見方に対して、ラストオーサーが研究成果の成果に 対する寄与率が相対的に高いとするものがある。科学研究を適正に遂行するうえで求めら れるものは、科学研究の役割分担と整合する研究成果の権利の帰属の明確化である(注 38)。 研究成果の仮説のシナリオを表現する研究者、実験データを図画で表現する研究者、実験内 容を映像として撮影する研究者、論文として表現する研究者などは、それぞれ役割分担が明 確な研究成果の論文に対応づけられる関係が存在する。そして、公的研究費を獲得し、研究 全体を統括し、その研究成果に対して論文に関してはラストオーサーとして広く薄く関与 している科学研究の推進者が関与している。この研究者(教育者)は、オーサーシップとし てではなく、論文の創作と公表を支援すると同時に、研究者養成の実質的な評価の対象者に もなる。共同研究者の相互のオーサーシップの関係からいえば、共同研究の研究成果の対象 は、研究業績だけでなく、教育業績を含むことになろう。

(2) 共同研究の職務著作における著作者の権利の自然人を擬制する研究組織への帰属(注 39)

研究機関がオーサーシップになりうる規定がある。職務上作成する著作物の著作者は、その限定した範囲においてではあるが、法人等が著作者となりうる(著作権法 15条)。職務著作において、法人等が自然人と同じ著作者となり、法人等が著作者人格権と著作権を享有することになる。職務著作の規定は、わが国の著作権法の特色をなすものである。職務著作の研究成果の著作者の権利の法人等帰属と研究成果の著作権の法人等帰属は、二者択一の関係になる。しかし、著作権の法人等帰属のとき、著作者の人格的権利(著作者人格権)との関係が問題になる。職務著作の権利の帰属について争われた事例に、「北見工業大学研究報告書職務著作事件」の著作権侵害差止等請求事件(注 40) と著作権侵害差止等請求控訴事件(注 41) がある。この事件の判示は、研究成果が職務著作のとき、研究組織へ著作者の権利が帰属するとき、そこに寄与する研究者には著作者の権利は認められないとの判断になる。しかし、職務発明の規定では、発明による特許を受ける権利(特許権)は、発明者(研究者)への帰属(特許法 35条1項、2項)と使用者等(研究組織)への帰属(同法 35条3項)が並存している。論文が仮に職務著作であるとしたとき、職務著作の権利の帰属の対象が、たとえ二者択一の関係にあるとしても、研究成果の役割分担が明確でそれに対応する権利の帰属のパターンが並存していよう。

(3) 共同研究の著作権の研究組織への帰属(注 42)

宇宙航空研究開発機構や高エネルギー加速器研究機構を利用した巨大な科学研究による研究成果は、研究者個人間またはその研究者の小規模な集合ではとらえられない権利の帰属の様相を呈しよう。著作権法では、映画の著作物は映画製作者(法人等)への著作権の帰属の規定がある(著作権法 29 条 1 項)。この巨額な資金の投下を伴う映画(注 43) に関する規定は、産官学による巨大な科学研究による研究成果の権利の帰属に適用できよう。なお、その著作権の帰属は、法定譲渡としながら、はなはだわかりにくい制度であるとし、著作者と製作者との間に近代的な成熟した信頼関係が醸成されていないことによるとするものがある(注 44)。その見解の中で、たとえ映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属するとしても、映画の著作物の著作者の権利は並存するとしている。また、映画の著作権の法定帰属に関して、映画の製作や流通に係る特質にかんがみ、映画の著作物に関する監督等の著作権は、映画製作への参加約束によって映画製作者に帰属するとしている(注 45)。その見解は、多くの文献の説明と同様に、条文の内容をそのまま繰り返すものであり、著作権の帰属を説明するものにはなっていない。また、著作権の帰属とは、著作権が著作者に原始的に発生すると同時に、何らの行為または処分を要せずして法律上当然にその著作権が映画製作者に移転

するという効果を発生させることを意味するという(注 46)。その見解からは、映画の著作物の著作者の権利の帰属と映画製作者への著作権の帰属との関係が見いだせない。

上記は著作権法の条文の解釈から導かれる権利の帰属とは異なり、条文に求められない権利の帰属のパターンが想起させるものになる。しかも、共同研究における研究成果のうち論文にかかる著作者の権利(著作者人格権、著作権)の帰属の三つの関係は、明確に区分されるというよりも、相互に重なり合う。研究成果の権利の帰属は、職務著作を加えた著作権法に見られる三つの権利の帰属のパターンを類推適用して対応づけられよう。研究成果の権利の帰属の3パターンは、研究成果の著作者への著作者の権利の帰属、研究成果の著作権の研究組織への帰属、研究成果の著作権の研究組織への帰属、研究成果の著作権の研究組織への制属になる。なお、私見では、研究成果の著作者への著作者の権利の帰属は、研究成果の著作権(著作物)の利用権の譲渡・設定・許諾に分かれると解する。研究成果の著作権の研究組織への帰属は、研究成果(信託財産)の譲渡(transfer)になる。

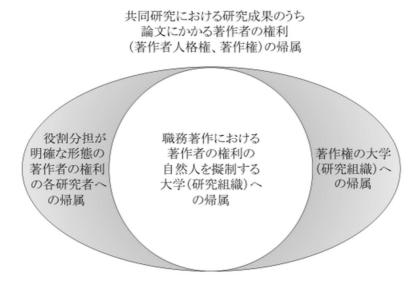


図2 共同研究における研究成果の権利の帰属の3パターン

著作権の帰属は、研究成果を事業化していくうえの可能性から判断されるものである。そして、研究成果の研究組織への著作者の権利の帰属は、「研究成果の著作者への著作者の権利の帰属」とを均衡するものとしての権利の帰属といえる(図2参照)。ここで、共同研究における研究成果の権利の帰属の3パターンのうち、研究成果の研究組織への著作者の権利の帰属は、仮想上といってよいだろう。それは、著作権の譲渡において、著作者人格権の不行使特約が付されることがある点から要請される。「研究成果の著作者への著作者の権利の帰属」は、著作権の譲渡における著作者人格権の不行使特約の付加というわが国の著作権法の適用における不適切な対応を回避すること

になる。

5. 科学研究の不正行為におけるオーサーシップと研究倫理との関係性

研究成果のうち論文にかかる信ぴょう性は、科学的な再現性に求められる。その論文の信ぴょう性に疑問が生じることに対して、社会的な責任が問われ、研究倫理が求められることになる。それは、創作的に表現された著作物との整合にあるのではなく、発明の新規性・進歩性、そして産業上の利用可能性との関係性を顕在化させる。そして、研究活動の場は、他者の研究成果を著作権の制限(注 47) と特許権の制限(注 48) によって使用し実施することによってすすめられる。ここで、研究成果のうち論文は著作権の制限の引用によって創作される著作物になるが、その行為の中に論文の不正行為として他者の研究成果の剽窃が含まれていることがある。研究倫理が問われるのは、他者の研究成果の自由な使用の中に、条件によっては著作者の権利の侵害が生じうる構図になる。この観点は、自己の研究成果のオーサーシップと他者の研究成果のオーサーシップとの相互の関係になる。

研究倫理は、学協会の倫理綱領・行動規範に規定されている(注 49)。学協会の倫理綱領の理念は、世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)に求めることができる。科学研究を適正にすすめるうえで「人権制限に対する保障」(注 50)が関わりをもち、研究成果に関しては「文化生活に関する権利」(注 51)が関係する。科学研究を適正にすすめて研究成果につなげていくために、倫理綱領は、各法との関連で本来あるべき権利の帰属に配慮することを求められ、そこに利益相反も含まれる。ところが、法と倫理は相互に入り込むものではないが、学協会の倫理綱領・行動規範では権利の制限による研究活動の遂行において倫理が直接に関連している。それは、研究活動が行われる他者の研究成果を自由に使用・実施する権利の制限の中では倫理感が前提になろう。

また、研究不正のデータの捏造・改ざんによって著作される論文は、著作者人格権の同一性保持権に関係する研究成果の論文に、研究倫理が問われることになる。研究不正の論文の剽窃においては著作権の制限の研究環境における著作権の保護に関して、実験データの捏造・改ざんにおいては著作者人格権の同一性保持権の義務の懈怠に関して、研究倫理が求められていよう。研究成果のうち論文にかかる著作者の権利の保護の領域と制限の領域において、著作権(複製権、公衆送信権等)の保護と制限および著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)の保護と制限との四つの組み合わせの中で判断される(図3を参照)。この関係は、換言すれば、研究倫理が問われる研究成果に対する研究者間の権利と義務の関係になっていよう。

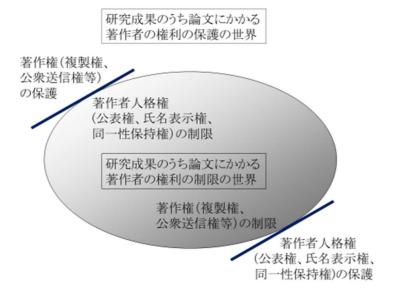


図3 研究成果の論文にかかる著作者の権利の保護と制限との関係

6. 結 言

科学研究の不正行為に関する問題は、一般に、公的研究費の使途に関し、その研究成果の利益相反に対して、研究倫理が求められる構図になる。そこで、一般に、研究倫理教育が求められることになる。ところが、研究倫理教育を実効性あるものとするためには、まず研究成果のオーサーシップを介して利益相反と研究倫理との関係を明確にする必要があろう。研究成果の論文が質的に評価されて受賞対象になるときと論文の実験データの捏造・改ざん・剽窃という研究不正に対して社会的な制裁が問われるとき、共同研究者の相互の関係は両者ともに整合がとれたものでなければならない。

研究成果の論文のオーサーシップは、一つの研究成果であっても、共同研究であれば各研究者の研究担当の部分的な箇所との対応が問われる。研究者の業績は、共同であれば寄与した部分の集積から構成される。そして、たとえ研究者個人の研究成果であっても、そこには他者の研究成果である引用と参考文献の内容が含まれており、他者の研究成果のオーサーシップとの関連を考慮しなければならない。すなわち、科学研究の不正行為に関する利益相反と研究倫理との関連は、共同研究における研究成果の権利の帰属の3パターン(図2)と研究成果にかかる権利の保護と制限との関係(図3)の明確化にある。それは、研究成果の質的な面における同一性保持に対する研究者および研究機関における権利と義務の関係に他ならない。

上記は、公的研究費による研究成果を実質的に評価することになり、公的研究費の配分に関する「不合理な重複」や「過度の集中」を避ける点からも有効であろう。なお、科学研究の研究成果は、論文の著作物だけでなく、発明として特許権との関係があり、また営業秘密として秘匿することが考えられる。また、それら研究成果がたとえばソフトウェアのときは、

著作物と発明および営業秘密が相互に関連する。ただし、その対応は、本稿の研究不正に関する利益相反と研究倫理の検討内にある。

(脚注)

- (注 1) plagiarism は、公的にも盗用と表されることがあるが、論文が著作権の制限の中で他者の研究成果をクレジット表示することなく取り込むことからいえば剽窃が適切であろう。
- (注 2) 『科学技術基本計画』(閣議決定、平成 28 年 (2016 年) 1 月 22 日) 48 頁。
- (注3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定、平成26年(2014年)8月26日)。
- (注 4) 「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一(テキスト版)」 (http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf (accessed 2016-03-01))。
- (注 5) 「研究不正倫理教材」(http://lab.jst.go.jp/(accessed 2016-03-01))。
- (注 6) 科学研究費助成事業における研究代表者および研究分担者は、平成 28 年度申請にあたって「競争的資金等の使用に関する誓約書」を提出し、研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることまたは研究倫理教育を修了していることが求められている。たとえば科学技術振興機構(JST)社会技術研究開発センター(RISTEX)の研究公募の申請にあたっては、研究倫理教育の履修が義務づけられている。
- (注 7) 「科学技術倫理と著作権」は、①「科学技術倫理」と「著作権」のアナリシス、②科学技術倫理(学術研究の倫理綱領)、③著作権制度 1 (学術論文の創作者の権利)、④著作権制度 2 (学術論文の発行・公表・出版にかかる権利の関係)⑤著作権制度 3 (学術論文の権利管理)、⑥「科学技術倫理」と「著作権」のシンセシスの6回から構成される。
- (注8) 「科学技術倫理と知的財産権」は、①「科学技術倫理」と「知的財産権」のアナリシス、②科学技術倫理(情報倫理、環境倫理、生命倫理)と知的財産、③倫理網領(科学技術倫理と知的財産権との関連性)、④知的財産権の倫理、⑤学術論文の著作と公表、⑥学術研究の成果物の創造、⑦学術研究の成果物の保護、⑧学術研究の成果物の活用、⑨学術研究の成果物の安全とリスク、⑩「科学技術倫理」と「知的財産権」のシンセンスの10回から構成される。2015年度は、学融合レクチャー「科学技術倫理と知的財産権 1.基礎編」、「科学技術倫理と知的財産権 2.応用編」として、外部教員を加えて20回に拡張して実施している。
- (注 9) 諸外国では、わが国と比較して、研究の遂行は詳細な内容にわたる契約によっているので、本稿の検討は不要との見方がとれるかもしれない。これに関しては、本稿で検討することが研究の適正な遂行や、研究者が本来有する研究成果の権利の帰属を考察する点からいって、研究の遂行の詳細な内容にわたる契約は、本稿の考究する知見が前提になっているといえよう。
- (注10) たとえば大阪大学の「産学官連携に伴う利益相反マネジメントの取り組み 3. 利益相反

- による問題が生じる事例」(http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/iinkai/coi/coi_3(accessed 2016-03-01)) を参照。
- (注 11) 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為 への対応のガイドラインについて」『研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書』(平成 18年(2006年)8月8日)6頁。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定、平成26年(2014年)8月26日)5頁。
- (注 12) 日本学術会議「声明「科学者の行動規範」」(平成 18 年 (2006 年) 10 月 3 日)、日本学 術会議「声明「科学者の行動規範-改訂版-」」(平成 25 年 (2013 年) 1 月 25 日)。
- (注 13) 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する(科学者の行動規範7、科学者の行動規範(改訂版)14)。
- (注 14) 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する (科学者の行動規範 11、科学者の行動規範(改訂版)16)。
- (注 15) 論文誌から取り下げられた論文はその版面に"RETRACTED"と印字されて公表することがあるが、それによって論文を執筆した研究者は社会的な制裁を受けることになる。
- (注 16) 無断引用は奇異な表現といえる。なぜならば、論文は、著作権の制限規定の引用により 著作されるものであり、許諾を要しないからである。ここで、共同研究者どうしの問題に生 じることを想定するものであれば、無断引用は、研究成果の役割分担が明確な連名者(研究 者)の研究成果の剽窃の関係といえよう。
- (注17) 重複投稿は、二重投稿になる。
- (注 18) 国立大学法人評価委員会「国立大学法人等の平成 26 年度に係る業務実績の評価結果」 (平成 27 年(2015 年)11 月 6 日) (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1362118.htm (accessed 2016-03-01)) 。各法人の評価結果に、9 法人(千葉大学、電気通信大学、富山大学、山梨大学、岐阜大学、徳島大学、福岡教育大学、熊本大学、大分大学)の研究活動における不正行為が見られる。剽窃については、教員が他の研究者のパワーポイントのデータを剽窃していた事例(千葉大学)と教員が論文の剽窃を行っていた事例(電気通信大学)があり、また教員が他の論文から無断引用をしていた事例(福岡教育大学)がある。二重投稿については、大学院理工学研究部の教授および准教授や芸術文化学部准教授について、学会誌に掲載された論文に重複投稿を行っていた事例(富山大学)がある。捏造・改ざんについては、過年度において、大学院医学工学総合研究部教授が研究論文において捏造や改ざんを行っていた事例(山梨大学)、学位論文において捏造や改ざんの事例(徳島大学)、教員が実験結果を捏造や改ざんしていた事例(食生)、教員が実験結果を捏造や改ざんしていた事例(2件)(大分大学)がある。
- (注 19) 学協会とはいえないが、社会技術研究会「社会技術研究論文集」の投稿基準では、口頭 発表を含む研究発表がなされていると新規性がないとされている。論文が著作物であれば、

創作的に表現されていて投稿者のオリジナリティがあればよいはずであるが、社会技術研究 会の投稿基準には、特許発明との混同または交差が読み取れる。

- (注 20) 仙台地判平成 25.8.29 平成 22(ワ)1314 等 (http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/ 20131209190934 .pdf (accessed 2016-03-01)) 。本件は、国立大学法人の総長であった研究者が 過去に発表した論文に捏造ないしは改ざんがあるとして上記研究者を大学に対して告発する 旨の文書をインターネット上のホームページに掲載した行為につき、摘示事実が真実である とも真実と信じたことについて相当の理由があるとも認められないとして、名誉毀損による 損害賠償が命じられた事例である。原告は、当時、E大学総長という重要な役職に就いてい たにもかかわらず、二重投稿を繰り返しており(特許公報にも虚偽記載がされている。)、そ の態様も悪質なものである(論文の掲載が伝えられた直後に別の雑誌に投稿するなど)上、 他にも研究不正を行っていることからすれば、原告のこのような研究姿勢からしても、1996 年論文には研究不正があると推認される。被告らが指摘する点は、いずれも1996年論文に研 究不正があるか否かという問題とは関連性がない。被告らは、原告が平成5年(1993年)に 執筆した論文の問題点や他の学術論文について二重投稿したことなどから 1996 年論文に係 る捏造、改ざんが疑われる旨を主張するが、これらの点は、1996年論文の捏造、改ざんの有 無と直接の関連性を有するものではないから、被告らの上記主張も採用できず、他に被告ら が縷々主張する点についても、1996 年論文の学術論文としての質の高低に関する問題を指摘 するにとどまり、同論文に捏造、改ざんがあると認めるに足りるものではないとされる。
- (注 21) 東北大学病院助教が専門誌「胆と膵」(医学図書出版発行)の2007年7月の寄稿論文の剽窃の問題がある。過去の他社専門誌に掲載された他の研究者の2論文と酷似しているとするものであり、6章のうち1~4章が上記2論文からそのまま引き写したものである。大学は助教に口頭での厳重注意としている。それは軽い処分ということができ、引用した論文の著者にも詫び状を出すとしている(「東北大病院助教、論文引き写し専門誌に寄稿、厳重注意」(朝日新聞朝刊2008年11月3日))。なお、この事例の大学の判断は、科学研究の不正行為に対する対応に通常よく見られるものであるが、著作権の制限の引用と剽窃という著作権の侵害とを混同するものであることから適切ではない。
- (注 22) 論文の撤回の事例として、1996~2011 年にわたって加藤茂明教授が関わった論文 165 本が調査され、同一画像の使い回しが多数見つかったほか、画像に反転などの加工をした上で別の画像として使っていた事例もあり、多数の改ざんや捏造があった 43 本は「撤回が妥当」とされているものがある(東京大学科学研究行動規範委員会「分子細胞生物学研究所・旧加藤研究室における論文不正に関する調査報告(最終)」(http://www.u-tokyo.ac.jp/content /400007786.pdf (accessed 2016-03-01)))。
- (注 23) ディオパン問題」は、医薬品や医療機器の効果についてのうそや大げさな広告を禁止した医薬品の誇大広告等にあたる(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 66 条)。

- (注 24) 医学雑誌編集者国際委員会(International Committee of Medical Journal Editors: ICMJE) 「生物医学雑誌への統一投稿規定」(Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: URM)。
- (注 25) 理化学研究所の調査により、2014 年 5 月に小保方晴子職員による画像 2 点の不正、および共同研究者の笹井芳樹と若山照彦の両氏の監督責任が確定した。そののちも、小保方晴子職員の博士論文の剽窃・データの捏造の疑惑や論文不正以外の実験への疑惑が生じ、各種遺伝子解析から ES 細胞や TS 細胞による捏造の疑いが強まっていた。
- (注 26) 理化学研究所「STAP 細胞論文に関する調査結果について」(2014 年 12 月 26 日) (http://www3.riken.jp/stap/j/h9document6.pdf (accessed 2016-03-01))。
- (注 27) 理化学研究所「不正行為に関する処分等について」 (http://www.riken.jp/pr/topics/2015/20150210_1/(accessed 2016-03-01))。本案件に係る小保方晴子と若山照彦については、既に理化学研究所を退職していることから懲戒処分の対象者ではないものの、小保方晴子元職員は懲戒解雇に相当し、若山照彦元職員は出勤停止が相当とし、若山照彦元職員は理化学研究所の客員が解除されている。
- (注 28) STAP cells are derived from ES cells. Daijiro Konno, Takeya Kasukawa, Kosuke Hashimoto, Takehiko Itoh, Taeko Suetsugu, Ikuo Miura, Shigeharu Wakana, Piero Carninci & Fumio Matsuzaki. Nature 525, E4–E5(24 September 2015) doi:10.1038/nature15366. Received 23 January 2015, Accepted 20 July 2015、Published online 24 September 2015.
- (注 29) Failure to replicate the STAP cell phenomenon. Alejandro De Los Angeles, Francesco Ferrari, Yuko Fujiwara, Ronald Mathieu, Soohyun Lee, Semin Lee, Ho-Chou Tu, Samantha Ross, Stephanie Chou, Minh Nguyen, Zhaoting Wu, Thorold W. Theunissen, Benjamin E. Powell, Sumeth Imsoonthornruksa, Jiekai Chen, Marti Borkent, Vladislav Krupalnik, Ernesto Lujan, Marius Wernig, Jacob H. Hanna, Konrad Hochedlinger, Duanqing Pei, Rudolf Jaenisch, Hongkui Deng, Stuart H. Orkin, Peter J. Park & George Q. Daley. Nature 525, E6–E9 (24 September 2015) doi:10.1038/nature15513. Received 10 November 2014, Accepted 22 July 2015, Published online 24 September 2015
- (注 30) STAP 現象は、理化学研究所によって再現されないと判断されている。他方で、STAP 現象に関しては、論文の公表と並行して特許出願されている。理化学研究所は、その特許出願を取り下げている。しかし、諸外国の機関は、STAP 現象とよばれるものに関連する特許出願は名称を異にするものを含めて継続していることが想定しうる。さらに、科学研究は、実験のノウハウ(営業秘密)も関係する。科学研究の共同研究は、実験のノウハウも共同で成り立つことがありうる。科学研究は、著作物、発明、営業秘密の総合的な評価が求められる。なお、もし STAP 現象に関連するものが諸外国で特許発明とされることがあったとしても、論文誌から取り下げられた STAP 論文は著作物として STAP 現象 (STAP 細胞の発見)の仮説は存在する。そして、実験のノウハウは、公表されないまま存続していることになる。

- (注 31) 「学会誌著者順序入れ替え事件」(東京地判平成 8.7.30 平成 5(ワ)1653 (accessed 2016-03-01))。このことは、共同研究者間におけるオーサーシップの利益相反の問題になる。
- (注 32) 「[Kyoto Heart Study]臨床研究に係る調査報告」(https://www.kpu-m.ac.jp/doc/news/2013/files /20130711press.pdf (accessed 2016-03-01))。
- (注 33) 知財高判平成 22.8.4 平成 22(ネ)10029 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/576/080576 _hanrei.pdf (accessed 2016-03-01))。東京地裁平成 22.2.18 平成 20(ワ)7142 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/484/038484_hanrei.pdf (accessed 2016-03-01))。
- (注 34) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 57 条に「法人ト理事トノ<u>利益相反スル</u>事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」とある。そして、現行法の代理人の利益相反行為では、自己契約及び双方代理の規定で、同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできないとされる(民法 108 条)。
- (注 35) 商法(明治 32 年法律第 48 号) 75 条 2 項に「会社ガ社員ノ債務ヲ保証シ其ノ他社員以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト社員トノ利益相反スル取引ヲ為スニハ他ノ社員ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス」に規定される。そして、会社法は、競業および利益相反取引の制限として、取締役は、①取締役が自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき、②取締役が自己または第三者のために株式会社と取引をしようとするとき、③株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとする(会社法 356 条)。
- (注 36) 科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』(2002 年 11 月 1 日)(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm#_Toc2385525 (accessed 2016-03-01))。
- (注 37) 産業技術総合研究所「研究者行動規範—研究の責任ある遂行に向けて—」(2006 年 1 月 1 日)、 $8\sim10$ 頁。
- (注 38) 児玉晴男「学術コンテンツの創作と公表(出版)に関する権利の帰属と社会的な評価との整合性」、日本セキュリティ・マネジメント学会誌 22 巻 2 号 (2008 年) 29~39 頁。
- (注 39) 児玉晴男「研究開発物の権利に関する創作者帰属と法人帰属との関係」、企業法学研究 3 巻 1 号 (2015 年) 37~56 頁。
- (注 40) 東京地判平 22.2.18 平 20(ワ)7142 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/484/038484 _hanrei.pdf (accessed 2016-03-01))。
- (注 41) 知財高判平 22.8.4 平 22(ネ)10029 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/576/080576 _hanrei.pdf (accessed 2016-03-01)) 。本件は、被控訴人(北見工業大学)が、控訴人(北見工業大学教員)に研究報告書を作成させ、「国立大学法人北見工業大学」の名義で印刷発行し、北

見市等へ頒布した行為について、控訴人が、研究報告書に関する著作者の権利(著作権と著作者人格権)を有し、被控訴人の行為が控訴人の著作権(複製権)と著作者人格権(同一性保持権)を侵害する行為である旨主張して、被控訴人に対し、著作権法 112 条 1 項、2 項に基づき、研究報告書の発行または頒布の差止めおよび廃棄を求め、併せて、民法 709 条に基づき、著作者人格権(同一性保持権)侵害による損害賠償を求める事案である。原審(東京地判平 22.2.18 平 20(ワ)7142)と同様に、研究報告書について被告(北見工業大学)側に法人著作(著作権法 15 条 1 項)の成立が肯定され、原告(北見工業大学教員)の著作者の権利(著作権と著作者人格権)に基づく請求は認められていない。

- (注 42) 児玉晴男「職務発明の権利帰属と職務著作の権利帰属との整合性」パテント 69 巻.6 号 (2016 年) 38~46 頁。
- (注 43) 中古ゲームソフト事件 (著作権侵害行為差止請求事件) でビデオゲームソフトは映画の著作物とみなされている (最一判平成 14.4.25 平成 13(受)952 民集 56 巻 4 号 808 頁)。ビデオゲームソフトは、プログラムの著作物でもある。そうすると、映画は、デジタルコンテンツであり、プログラムの著作物と関連する。そして、プログラムの著作物 (著作権法 10 条 1 項 9 号) は、物の発明 (特許法 2 条 3 項 1 号) でもある。
- (注 44) 斉藤博『著作権法』(有斐閣、2000年) 264~266頁。
- (注 45) 作花文雄『著作権法-基礎と応用-』(発明協会、2003年)71~72頁。
- (注 46) 加戸守行『著作権法逐条講義 四訂新版』(著作権情報センター、2003 頁) 216 頁。
- (注 47) 科学研究における著作権の制限は、公正な慣行に合致するものであり、かつ研究等の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものであれば、公表された著作物を引用して利用することができるとするものになる(著作権法 32 条 1 項)。
- (注 48) 科学研究における特許権の制限は、試験または研究のためにする特許発明の実施には及ばないとするものになる(特許法 69 条 1 項)。
- (注 49) 「応用物理学会倫理綱領」(https://www.jsap.or.jp/profile/moral_draft.html (accessed 2016-03-01)) では、人権の尊重、公私のけじめなど、社会人としての規範を遵守するとし、真摯に研究ならびに技術活動を行い、得られる結果に誠実に対応すると規定する。そして、会員は、他者の研究ならびに技術活動の成果を尊重するとともに、正当に評価し、建設的に批判し、著作権・特許等の知的財産権を尊重するとしている。「日本化学会会員行動規範・行動の指針」(http://www.chemistry.or.jp/activity/doc/kodokihan.pdf (accessed 2016-03-01))では、社会に対して化学・化学技術的なことがらについて発言する際に、誇張、歪曲、一面的な表現を避け、正確で客観的であるよう努めるとし、知的財産すなわち科学上の知見に関して十分留意すべきであるとする。そして、研究成果を広く共有することにより関係する分野の科学・技術の進歩を促進すること、新規な技術上の発見・発明者に一定の優先的特典を保障し、その研究成果に対してメリットを得る機会を与え、産業技術の発展に貢献することとする。また、私企業、公共的機関等が連携して研究を遂行するにあたっては、適正な契約とその誠実な履行、

組織・個人間に生じる相反関係への適切な対応が求められるとし、知的財産の公表にあたって、捏造、改ざん、盗用など、科学・技術の信頼を損ねることがあってはならないと規定する。「電子情報通信学会倫理綱領 行動指針」(https://www.ieice.org/jpn/about/code2.html (accessed 2016-03-01))では、公正と誠実を重んじ、他者の権利を尊重し、事実に基づき誠実に行動し、信頼性の高い発表と評価を行うとする。また、発表や報告に使用するデータの捏造や改ざんを絶対行わないとし、他者の創意工夫や成果を尊重すると規定する。

- (注 50) 科学研究を適正にすすめるうえで、「「人権制限に対する保障」のすべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する」(世界人権宣言 29 条 2 項)が関係しよう。
- (注 51) 研究成果に関しては、「「文化生活に関する権利」のすべての人は、科学的(scientific)、 文学的(literary)または美術的(artistic)な成果物(production))から生ずる精神的((moral) および物質的(material))な利益を保護される権利をもつ」(世界人権宣言 27 条 2 項)が関係 しよう。